

平成 22 年 9 月 28 日

再生債権者 各位

リーマン・ブラザーズ証券株式会社  
代表清算人 桂 木 明 夫

民事再生手続申立代理人  
弁護士 上 田 裕 康

### 再生計画認可決定確定のお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より弊社の民事再生手続にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社提出の再生計画案につきましては、平成 22 年 9 月 1 日、東京地方裁判所にて開催された債権者集会において、債権者様の多数のご同意により可決頂き、同日、同裁判所により再生計画認可の決定を頂戴しました。その後、公告を経て、平成 22 年 9 月 27 日の経過をもって、弊社再生計画の認可決定は確定いたしましたので ご報告申し上げます。この結果、弊社再生計画に基づく第 1 回弁済日は、平成 22 年 10 月 29 日となることが確定いたしました。債権者の皆様におかれましては、格段のご協力を頂き誠にありがとうございました。深く御礼申し上げます。

今後、弊社では、債権者の皆様に対して、弊社再生計画に基づく弁済の振込先ご指定の依頼書をご送付させて頂きますとともに、第 1 回弁済基準日である平成 22 年 9 月 30 日を基準日として、第 1 回弁済の弁済額を算定し、算定が完了し次第、債権者の皆様に第 1 回弁済の弁済額をご連絡させて頂きます。

債権者の皆様におかれましては、今後とも、弊社の再生手続にご理解とご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

謹白